

地域県土警察常任委員会資料

(令和6年1月19日)

[件 名]

- 投票率低下防止等に向けた政治参画のあり方研究会の報告書について
【市町村課】・・・2ページ
- 淀江産業廃棄物管理型処分場計画に係る事業計画変更届の提出について
【産業廃棄物処理施設審査準備室】・・・9ページ
- ねんりんピックはばたけ鳥取2024に向けた準備状況について
【ねんりんピック・関西ワールドマスターズゲームズ推進課】・・・10ページ
- 日野川フォトコンテスト入選作品及び個人情報の紛失について
【日野振興センター日野振興局】・・・12ページ

地域社会振興部

投票率低下防止等に向けた政治参画のあり方研究会の報告書について

令和6年1月19日
市 町 村 課

標記の研究会の第5回目の会議を開催し、同研究会の報告書が取りまとめられましたので、その概要を報告します。

1 日時・場所等

(1) 日時 12月26日(火) 9:30~11:30

(2) 場所 県庁議会棟3階 特別会議室

(3) 出席者

ア 委 員 谷口座長、河村副座長、井上委員、小島委員、山下委員、山田委員

イ 自治体代表 平井知事、山根鳥取県町村議会議長会会長

※鳥取県市長会及び鳥取県町村会は欠席。

2 内容

主権者教育、投票環境の向上、議員のなり手不足への対策を3つの柱として、計5回にわたって議論した内容を報告書として取りまとめた。

※報告書の概要は別添のとおり。

〔摘要〕

(1) 主権者教育関係

- ・選挙権を得るまでの間に、政治的関心・政治的有効性感覚等を養えるよう、若い頃からの教育が必要である。学校・選管・家庭・議員等様々な主体が協力して取り組むべき。
- ・継続して行う必要があることから、体系的な主権者教育プログラムや教育現場が活用しやすい鳥取県独自の副教材等を作成し、全県下で推進する必要がある。

(2) 投票環境の向上関係

- ・選挙人の投票の機会の確保の観点から当日投票所の維持・増設は最も重要であり、投票所の維持のため、中山間地等における投票立会人など必要な人的資源の確保を図る必要がある。
- ・投票に行きたくても行けない人が出ないように、共通投票所の設置、移動式期日前投票所の増設、移動支援等の方策を適宜組み合わせるなどし、地域の投票環境向上に努める必要がある。
- ・投票所維持のためカメラ越しでの立会の検討、インターネット投票の検討の加速化、合区解消、郵便等投票の対象者の拡大等制度の見直しも必要である。

(3) 議員のなり手不足解消関係

- ・多様な行政課題に対処していくため、若い世代、女性、会社員、障がいのある方など多様な議員による議論が求められる。議員として活動するための適正な報酬・手当になっているか、誰もが活動しやすい環境になっているか等、議会において主体的に議論する必要がある。

※報告書は、市町村、総務省等関係機関等と共有するとともに、HPにより公表している。

※制度改正を求める内容に関しては、その趣旨を踏まえ国への要望等に繋げていく。

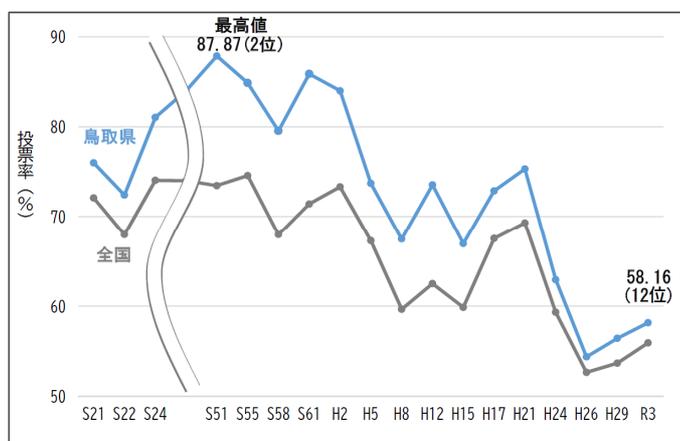
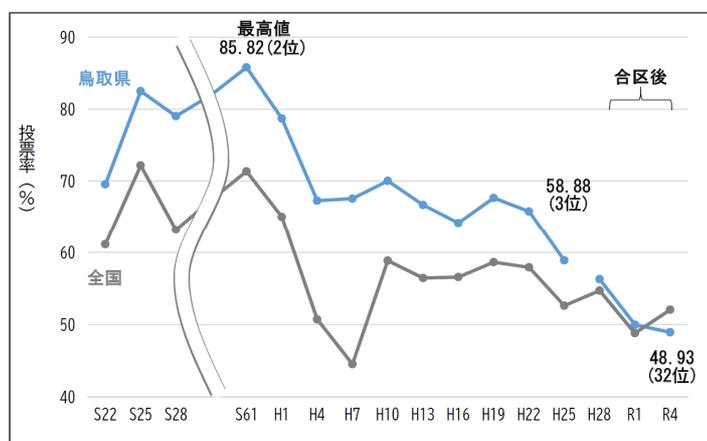
3 今後の予定

報告内容を踏まえ、令和6年度政策戦略事業として県の施策へ反映させるなど投票率の向上、議員のなり手不足問題の解消など政治参加促進を図っていく。

投票率低下防止等に向けた政治参画のあり方研究会報告書（概要）

令和5年12月

- 全国的に国政選挙・地方選挙を問わず投票率が低下傾向にある。また、地方選挙、特に町村議会選挙において議員のなり手不足が深刻化している。鳥取県においても、令和5年4月の知事選挙・県議会議員選挙のいずれも投票率が5割を下回り過去最低の投票率となったほか、県内の直近の市町村選挙のうち、首長選挙では10団体、議員選挙では6団体が無投票となっている。
- 投票率の低下は、選挙結果に多様な意見が反映されず、結果として施策に一部の意見のみが反映されていくおそれがあるなど、健全な民主主義の発展を妨げるものである。また、議員へのなり手不足は、議会の意思決定において多様な住民の意見を反映させることや、民主主義を支える重要な仕組みである議会としての役割を十分に果たすことを困難にするなど、民主主義・住民自治の根幹に関わる深刻な問題である。
- そのため、本研究会では、県内外の有識者を委員とし、県内の現職の首長や議長の参加の下、県民の政治参加を促進するための検討を行ったものである。



【鳥取県における投票率の推移（左：参議院議員通常選挙、右：衆議院議員総選挙）（鳥取県作成）】

1 検討項目

- ① 民主主義の再興（主権者教育）
- ② 投票環境の向上
- ③ 議員のなり手不足への対策

2 民主主義の再興（主権者教育）

（1）課題認識

- 現在、教育委員会（学校）、選挙管理委員会などの行政機関、自治会その他の団体等において、政治や行政の仕組み等に関する教育、政治への関心を高めるための学習、投票その他の政治参加活動を促進するための啓発などが行われており、選挙時には、積極的な投票参加を促すため各種媒体を活用した広報を集中的に実施しているところである。
- 政治参加を促し投票率を上げていくには、特に、若い頃から政治への理解、関心、責任感を高めていくことが重要である。学校では、政治・社会の問題を取り上げて関心を持たせたり、それらに対する判断力を養うような実践的な教育を行ったりしているが、その時間が必ずしも十分でないことなどにより、政治的関心、投票義務感、政治的有効性感覚が選挙権を得るまでの間に十分に高められていないのではないかと懸念される。

（2）より実践的な主権者教育を進める際の視点

①主権者教育のあり方

- 政治参加を促進するためには、投票が自分たちの生活に結びついているとの住民意識、政治的有

効性感覚の醸成が必要であり、そのためには、選挙権を得る以前の小・中学生の頃からの主権者教育の充実や小学生から大人までの発達段階に応じた学校、選管、家庭等多様な主体の取組が必要である。

- また、地域課題に相對し、住民の意見を吸い上げ、最前線で地方自治を實踐する議員から得られる情報は非常に参考となり、主権者教育を推進する上で、議員の幅広い協力・参画をこれまで以上に意識していくべきである。
- こうした地方自治の現場と触れ合う機会の増加を含め、限られた人的資源、財源の中で主権者教育の充実を図っていくためには、Web、動画、SNS、メタバースなどデジタル技術の有効活用、導入を常に意識、検討すべきである。

②学校教育を通じた主権者教育

- 政治や行政そのものへの理解を深め、なぜ選挙をするのかといった根幹からの教育や、地域課題を扱うなど具体的な題材を活用し、ふるさと教育の延長のような形で生徒の理解を深めていくことが必要である。

また、これらは、継続して行っていく必要があることから、連続性を持ち、体系的な主権者教育プログラムや鳥取県独自の副教材等を作成し、全県下で推進することが有効である。

その内容は、受け入れやすいものとするためにも、主権者教育のあり方を考えるところから当事者である児童生徒にも参画してもらうことが望ましい。また、ICT活用や地域学習と組み合わせ活用できる内容とするなど教員にとっても扱いやすいものであることも必要。

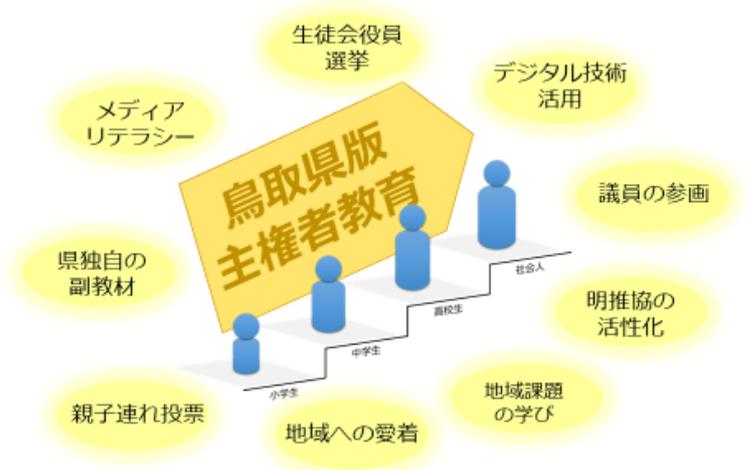
- 授業以外でも、生徒会役員選挙等が生徒にとって身近で生き活きとした選挙体験になる。生徒会役員選挙等への参加は学校という社会における社会参加の一環であり、生徒会長その他生徒会役員、クラス委員等を決定する過程において、立候補、演説、投票といった選挙の過程にならった民主的な決定の仕組みを模し、積極的に取り入れることが有効である。

③大人の積極的な政治参加

- 子どもへの主権者教育とも絡めて、家庭や地域において、選挙を身近なもの、当然に参加すべきものと捉えてもらう取組も重要である。親子連れ投票を呼び掛け、子どもに大人が選挙に行く姿を見せることや、学校の授業公開日等での選挙出前授業の実施やNIEの積極的な活用などにより家庭で選挙や地域課題などを話題にしてもらうことで、選挙への参加意識の醸成を日常事とすることが大切である。
- 特に、行動変容が起きやすいとされる子育て世代に対しては、小学校の授業公開日、学校行事、PTA行事等の機会を活用し、投票参加を呼びかけることも有効であり、ゲーム感覚で学べるような政治参加促進のプログラムを学校や子ども会等に提案すれば、採用されやすい。
- 地域における選挙啓発の主要な担い手である明るい選挙推進協議会の活性化も重要である。市町村の協議会の委員が推進役となって、話し合い活動等を通じて制度や地域課題に関する知識を深めたりすることができれば政治・選挙への意識啓発の糧になる。
- まちづくり、地域づくりに取り組む場を作ることで、住民の地域への愛着を生み、政治参加にも繋がる。また、地域コミュニティにおける女性の積極登用も女性の政治参加への素地となる。

④政治や社会課題に対する無関心の克服

- 社会に根付いた政治や社会課題と距離を置く気風や姿勢は、一朝一夕に変えられるものではない。若い世代を中心とした主権者教育の継続、模擬投票その他県民の政治参加を促していく継続的な取組等により、長期間をかけて少しずつ県民の意識を醸成していくことが必要。



3 投票環境の向上

(1) 課題認識

- 投票環境の向上については、ライカーとオーデシュックによるモデルに基づき、投票行動を分析、検討し、個々の選挙人の効用を増大させ、実際に投票行動に結びつける施策を検討、立案することが重要である。
- 投票に、より行きやすく取り組んでいくことはもとより、投票に行きたくても行けない人、行きにくい人を切り捨てないことが重要である。投票率の向上のためには、主権者教育の充実とともに投票環境向上の取組が必須であり、両面からの事業展開が必要となる。

ライカーとオーデシュックによるモデル
(有権者の投票参加に影響を与える要因を説明するモデル)

$$R = P \times B - C + D$$

R：有権者が選挙で投票することにより得られると期待される効用 (Reward)

($R > 0$ であれば投票し、 $R \leq 0$ であれば棄権する。)

P：投票が選挙結果に影響を及ぼす可能性 (Probability)

B：各候補者が当選した場合等にもたらすと期待される効用の差 (Benefit)

C：投票に必要な時間や労力などの投票に掛かるコスト (Cost)

D：投票という義務を果たすことで得られる満足感や、政治的な選好を表明することで得られる満足感等 (Duty)

那須俊貴 (国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会議課)「主要国における投票率－投票参加に影響を及ぼす要因と国内外の取組事例－ (資料)」『レファレンス』822号, 2019.7に基づき作成

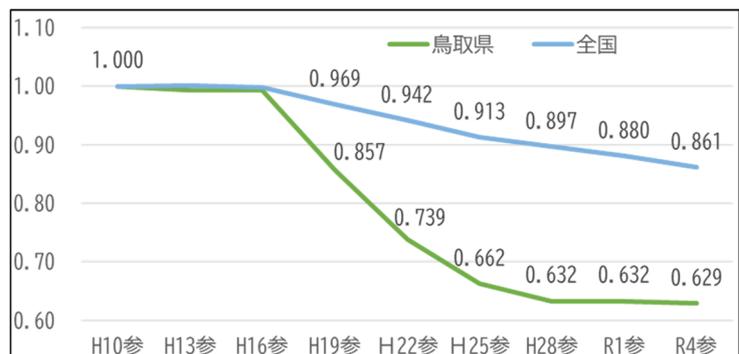
(2) 投票環境向上を促進する際の視点

①選挙人の投票利益を増大させる有効な対策

- 投票に係るコストを低減する方策としては、投票機会の中心である当日投票所の維持と投票所へのアクセスの向上、バリアフリー化・ユニバーサル化はもちろんのこと、移動式の期日前投票所の設置等各種の投票機会確保・増加の取組や、入手しやすく分かりやすい情報収集手段の提供などが重要となる。中でも、投票に行きたくても行けない方 (コストが非常に大きい方) の権利の保障は最も優先されるべきものである。
- 鳥取県の良さを生かし、地域の祭やイベントと投票を結びつけることや、選挙情報について若年層を中心に手にとりやすくするためにも漫画やアニメを活用することも一法である。
- 様々な取組は考えられるが、県も市町村も財源・マンパワーが限られ、それぞれ環境が異なる中で、自治体がそれぞれ有効な施策を取捨選択していくことが重要。マンパワー不足を補うためにはデジタル技術の活用なども有用である。

②当日投票所の維持・増設、あり方

- 投票する権利は民主主義の基礎であり、選挙人の投票の機会を広く確保することが極めて重要である。投票日当日の投票を原則とする現行の選挙制度の下において、当日投票所の維持又は増設は、選挙人の投票機会を確保する上で、最も基本的で重要な取組であるといえる。
- 一方で、投票所を維持する上で、投票所を運営するための人的な資源・人材の確保が最も大きな課題と考えられ、例えば、都市部の人員をもって山間部の投票立会人に充てられるようにするなど、市町村をまたいで投票立会人を確保する仕組みを構築するなど、鳥取県独自の取組も検討する必要がある。



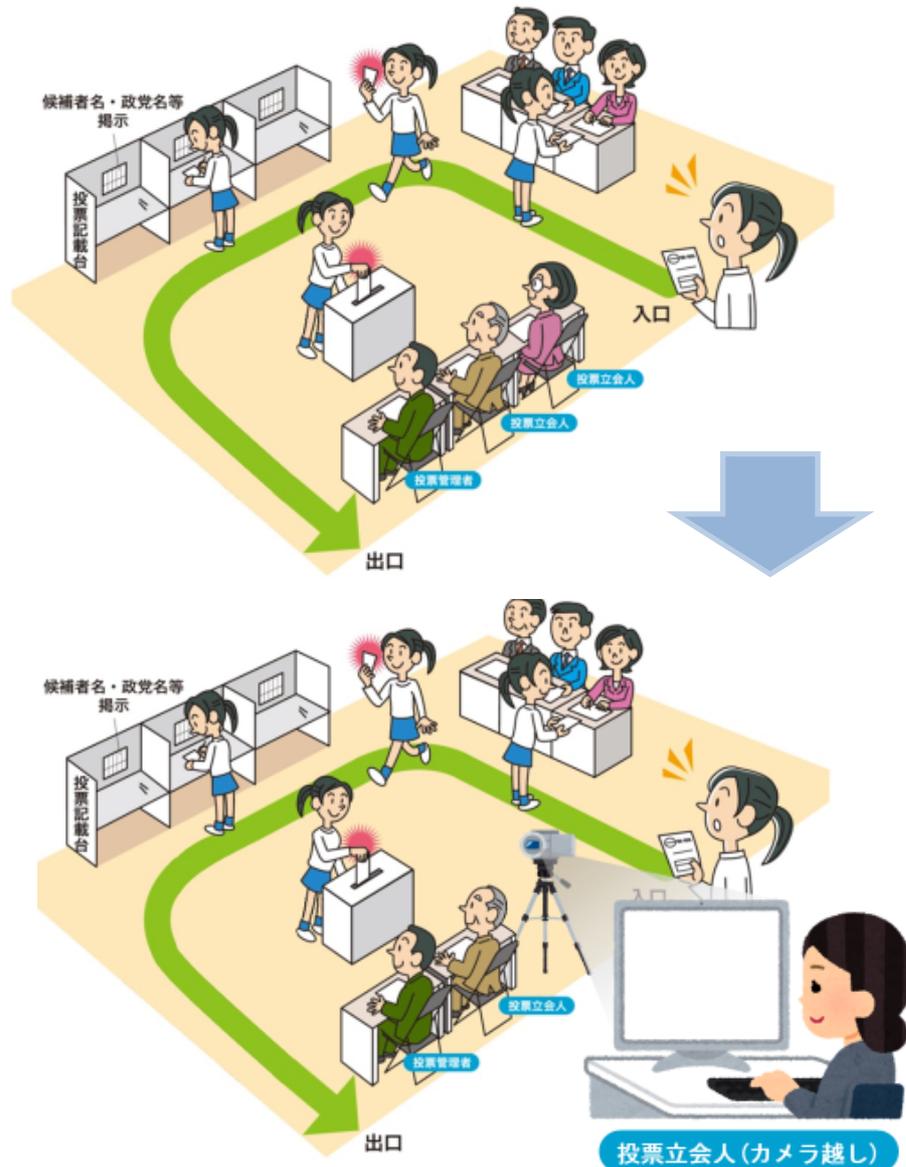
【投票所数の減少状況 (鳥取県と全国の比較)】 (鳥取県作成)

③移動支援、移動式期日前投票所等の各種投票機会確保

- 期日前投票が伸びている状況において、駅、大学、ショッピングセンターなど利便性の高い施設への期日前投票所の設置促進のほか、期日前投票ができるよう学校や企業に対し投票参加への協力を促すことも重要である。
- 今後のさらなる人口減少を考慮すると、中山間地の免許返納をした高齢者など、交通面などで特に投票が困難な方々の利便性を向上させていくという観点、方策は欠かせない。
- やむを得ず投票所の統廃合を行う場合も、選挙人の投票権保障の観点から、代替措置としての共通投票所の設置、(移動式)期日前投票所の増設、移動支援等の方策(こうした支援の制度や仕組みを複合化することも含む。)の検討が必要である。

④現行選挙制度・投票制度の問題点

- 近年の人口比例原則に重きを置いた一票の較差の議論と、その議論によって導かれた合区に起因する民主主義衰退への弊害は深刻度を増しており、次の参議院選挙までに、憲法改正についての議論も視野に入れながら抜本的な対応により必ず合区を解消し、各都道府県から少なくとも1人の代表が選出され、県単位の民意が反映される真の民主主義を取り戻すことが必要である。
- 全国的に投票立会人の確保困難が投票所の数の減少につながる要因の一つになっている。投票管理者による代替・投票立会人の廃止などの制度改正を早急に行い、投票立会人が不足することを理由にして当日投票所が閉鎖されるような事態は避けるべきである。併せて、運用面の改善として、デジタル技術を活用し、カメラ越しでの立会の試行導入なども行いながら検討を進めていくことで、投票立会人を柔軟に確保し、投票所を閉鎖することなく維持していくべきである。



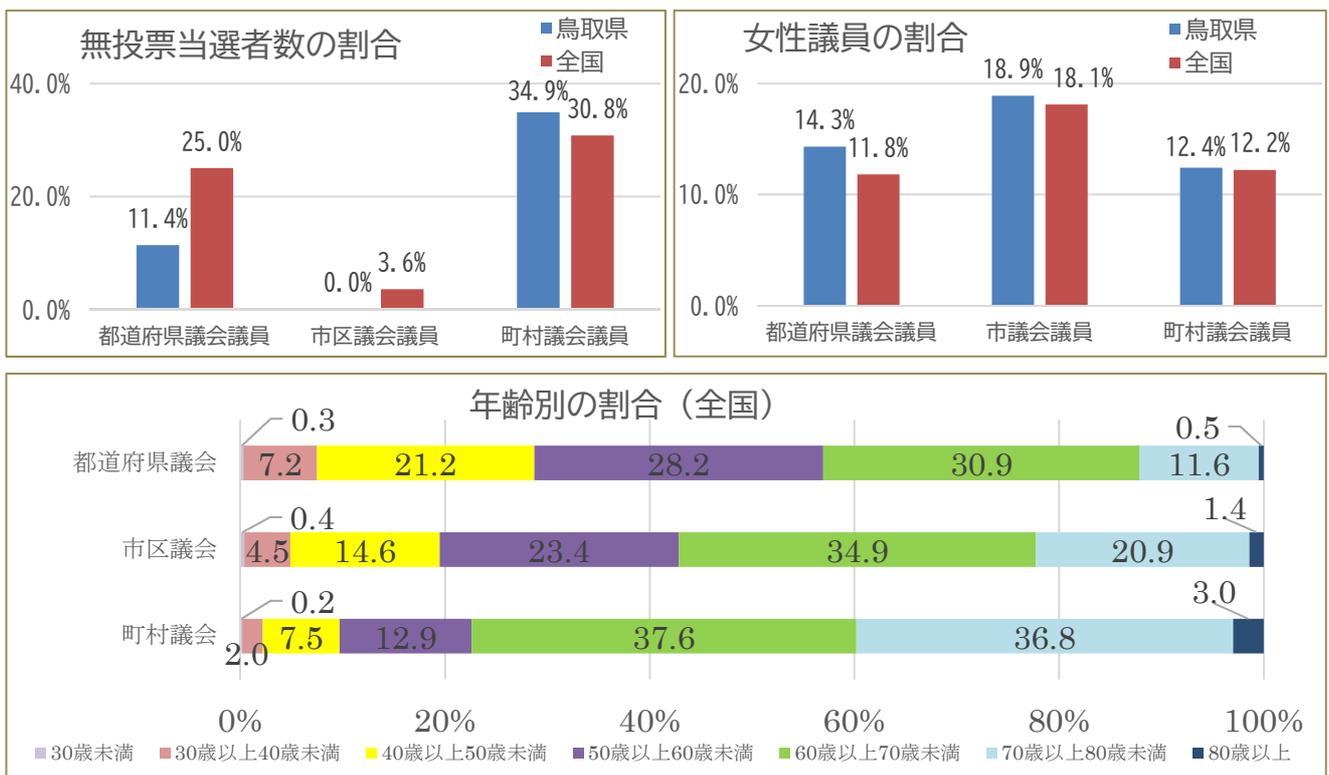
【カメラ越しの立会イメージ】イラスト出典：鳥取県選挙管理委員会パンフレット「政治と選挙」(一部加工)

- 投票において選挙人の意思が正確に反映されるように、選挙に関する情報は、より分かりやすく、入手しやすくする必要があります。例えば、同日に行われる別々の選挙に氏名及び党派が同一の候補者が立候補した場合において、候補者の混同をどう防止していくか、国においては、制度改正だけでなく運用上の方策も含め、危機感を持ち早急に検討を行うべきである。
- インターネット投票に関して、投票所に行かなくても投票できる仕組みが投票率を上げる効果があるのは疑いがなく、民主主義の危機を脱するためにも、国において検討を加速し、早期導入をすることが求められる。
- 郵便等投票のあり方については、国の「投票環境の向上方策等に関する研究会」で報告されたとおり、要介護5の者に限らず、外出が困難な者は多数存在することから、その対象者の拡大が強く望まれる。
- 現在の政治資金制度は、国民の理解、信頼を失いつつあるともいえ、その使途の公開方法はもとより、政治資金そのもののあり方を検討する時期に来ているとも考えられる。政治家が自らを律し、国民に理解が得られるような仕組みづくりが迅速に進められていくよう、切に期待する。
- その他、障がいのある方の投票の方法・情報提供のあり方や、働き方やライフスタイルが多様化した現代における現行の公職選挙法の規定や実務上の取扱いについて、民主主義の再興のためには、抜本的に見直していくことの提案も必要である。

4 議員のなり手不足に対する対策

(1) 課題認識

- 議員のなり手不足、性別・年代等の偏在化は、首長とともに、地方自治の両輪として重要な役割を担う地方議会の機能低下となり、地方議会に期待される、行政への監視機能、住民代表としての提案機能等の弱体化となる。また、少子高齢化、人口減少社会において、議員のなり手対策や議会を構成する議員の多様性を確保しなければ、多様かつ複雑な地域課題に迅速に対処できないこととなり、地域の停滞に繋がるおそれがある。
- この懸念を打破するために、現状だけでなく、将来を見込んだ未来の議会の活性化や議会運営の持続可能性を考慮しつつ、議会が主体的に議会改革を行う議論を継続することが求められるとともに、議員のなり手不足の解消と議員の多様性を確保する必要がある。



(総務省、内閣府、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会の公表資料に基づき鳥取県作成)

(2) 議員のなり手不足対策を促進する際の視点

①住民が参画し身近な存在に感じることができる議会・議員活動

- 議員のなり手不足解消のための第一歩として、議会・議員の役割、活動等を住民に十分知ってもらい、住民にとって議会・議員が身近な存在と認識してもらうこと、仕事の魅力を感じてもらうことが必要である。また、主権者教育の担い手としても議員の役割は重要である。
- 幅広い住民とのコミュニケーション、理解促進のためには、これまでの議会だよりや議会報告会だけでなく、議場を活用したふれあいイベント、学校や福祉施設への出張議会、住民団体等とのテーマ別意見交換会など、より多くの世代や多様な属性の住民との積極的な交流に努めるべきであり、それにより、住民との距離が縮まることが考えられる。
- 今後は、リアルな交流を大切にしつつも、SNSを活用した議員と住民との意見交換など、デジタル技術を積極的に活用し、より多くの住民との接点や交流を持ちコミュニケーションを図ることで、より多くの住民の意見や現場の声を吸い上げることが可能と考えられる。
- 全国の事例にある議会モニター（議会活動等に対して住民モニターからの意見聴取）や議会政策サポーター（議員と住民の協働による政策提言）など、今後は、住民も傍観者・お客様ではなく、一緒に連携して取り組む地域民主主義の主体的活動者・協力者として、議会活動への参画を促進することが重要となる。
- 継続した住民の議会活動への参画が、議員の仕事や役割、やりがいなどへの理解や協力に繋がることが期待され、地域活動の意欲が高い住民を議会に巻き込み協働して活動していくことがポイントとなる。

②議員の多様性確保のための活動環境の整備と未来志向の議会改革

- 議会は住民の代表として、複雑、困難な地域課題の解決のための政策提言、住民目線による県・市町村行政への監視機能など、これまで以上に力を発揮することが求められている。多様な課題に対処していくため、多様な議員による議論が求められるところであり、若い世代、女性、会社員、障がいのある方など議員構成を多様化することは重要である。選挙、議会運営などで、当然のこととされていた慣例等を見直し、立候補段階、議員就任後の活動段階で、性別、年齢、職業、障がいの有無等にかかわらず誰もが活動しやすいように活動環境を改めたり、会社員や公務員を含め社会全体で議員の担い手を確保できるような制度を改めたりすることが求められる。
- 地方議員の確保対策として、報酬を始めとした議員の処遇改善が議論されているが、今後も、議員のなり手不足対策や多様性を確保するために、報酬に関する議論、検討は必須であり、議員として活動するための適正な報酬、手当になっているかどうかを、住民とともに、その活動実態や負担に照らして、定期的に、見直しを図るための議論が必要である。
- 議員になるためには、議員の役割をはじめとする地方自治、議会、選挙等各種制度や実務についての知識が無ければ手を挙げにくいのが実状である。特に、選挙が議員を目指す上での大きな壁になっていることは疑いがなく、立候補したい人や議員に興味がある人への選挙や議会のルール理解促進、啓発は効果が高いものと考えられる。全国では、議員のなり手講座の開催事例があり、議会・議員の職務、待遇、選挙・立候補等に関する講義、研修会を開催することで、立候補の意思がある住民等への支援・後押しとなっている。
- 議会の改革、取組を進めるためには、これまで挙げた課題について議会において主体的に議論する必要がある。このような議論を促進・加速化するため、広域的な地方公共団体としての都道府県が後押しをすることも一法である。
- 以上のような論点を踏まえ、現議員が、議会改革として継続して、地方議会のあり方、目指す姿を議論し、その理想像に近づくため、僅かであっても一歩ずつ新たな取組を実行することが、未来の議会・地域の活性化に繋がる。



淀江産業廃棄物管理型処分場計画に係る事業計画変更届の提出について

令和6年1月19日

産業廃棄物処理施設審査準備室

「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」（以下「手続条例」という。）に基づき、（公財）鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」という。）から県に淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画について、事業計画変更届が提出されたので、報告します。

1 事業計画変更届出書の県への提出

令和6年1月12日、センター理事長から地域社会振興部長に手続条例第21条第1項に基づく事業計画変更届書が提出された。

《主な変更内容》

詳細設計の実施、改正された県構造指針等への対応に伴う変更。

- ・処分場埋立地内の設計変更（埋立面積・容量、埋立計画、えん堤の天端幅・勾配等）
- ・場内搬入路等のレイアウト等の変更（場内搬入道路、計量棟等）
- ・浸出水処理施設等の設計変更（浸出水調整槽の容量等）
- ・遮水工（最下段のり面部への自己修復性能を持つ保護マット追加）
- ・地盤対策の実施（軟弱地盤に対し碎石置換等）
- ・雨水対策（下流水路拡幅（厳しい条件（降雨確率：30年→50年）で下流域への流下能力を向上））
- ・生活環境影響調査結果書の変更（新たな情報等を加え調査結果を更新） など

2 今後の予定

県（地域社会振興部）は変更届の内容を確認するとともに、手続条例に基づき、関係市町村（米子市）に届出書の写しを送付する。

なお、変更内容について鳥取県廃棄物審議会に意見聴取を予定している。

3 参考（淀江処分場事業計画の条例手続きに係る主な経過）

H28.11.30	センターが事業計画書、周知計画書を県に提出（条例手続きの開始）
H29.11.24	県が合意形成状況を判断 ⇒ 住民への周知に係る事業者の対応は十分であるが、関係住民の理解が得られていない。
H29.12～R1.5	意見の調整（意見調整会議の開催等）
R1.5.31	県が意見調整の終結を判断（条例手続きの終了） ⇒ 事業者の対応は十分だが、一部の関係住民と事業者の生活環境保全上の意見が乖離していること等により、関係住民の理解を得ることが難しい状況

※条例手続き終結後の動き

- ・地下水等調査会（R2.2.16～R4.7.2、会長：嶋田純 熊本大学名誉教授）において、科学的に信頼性の高い詳細調査を行い、福井水源地に影響するような懸念材料はない等の結論を得た。
- ・センター理事会（R4.7.22）において、施設設置に向けた準備再開を決定。（その後、詳細設計及び提出書類作成等を進めていた。）

《手続き条例について》

事業者が廃棄物処理施設等を設置する際に、紛争予防、生活環境の保全等を図るため、廃棄物処理法の設置許可手続きの事前手続きとして、事業計画書（設置目的、設置場所、施設の概要等を記載）を作成し、関係住民等（周辺住民等）に対する周知を義務付けるとともに、関係住民との紛争解決のための意見調整を行う制度等を定めたもの。

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（抜粋）

（事業計画又は周知計画の変更の届出等）

第 21 条 事業者は、事業計画書又は周知計画書についてその記載内容を変更しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、関係市町村長に届出書の写しを送付するものとする。

3 事業者が第 1 項の規定による届出（規則で定める変更に係るものを除く。）をしたときにおける手続は、第 5 条から前条までの規定の例によるものとする。

施行規則（抜粋）

（周知等の手続を要しない変更）

第 19 条 条例第 21 条第 3 項に規定する規則で定める変更は、次のとおりとする。

(1) 条例第 10 条の規定による事業計画の周知又は条例第 17 条の規定による意見の調整における関係住民の意見等に基づいて行われる事業計画の変更

(2) 条例第 8 条第 2 項の規定による通知に基づいて行われる事業計画の変更

(3) 説明会に配布する書類又は図面の変更

(4) 周知が更に図られると認められる変更

(5) 主要な設備の変更を伴わず、かつ、生活環境に対する影響を減少させることを目的とする事業計画の変更

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が適当と認める変更

第 4 章 鳥取県廃棄物審議会

（設置等）

第 30 条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県廃棄物審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(1) 第 16 条第 2 項、第 17 条第 6 項及び 第 18 条第 2 項に規定する事項を処理すること。

(2) 法に基づく許可の申請若しくは届出若しくはダイオキシン法に基づく届出の審査又は無害化処理実証試験施設の設置に関し、知事が意見を求めた事項について調査審議すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、産業廃棄物の処理に関する重要な事項について調査審議すること。

2 審議会は、廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する事項について、知事に意見を述べることができる。

ねんりんピックはばたけ鳥取2024の準備状況について

令和6年1月19日

ねんりんピック・関西ワールドマスターズゲームズ推進課

本年10月に開催される「ねんりんピックはばたけ鳥取2024」（以下「大会」という。）に向けた準備状況についてご報告します。

1 神崎神社（琴浦町）への大会成功祈願参拝

1月12日（金）にあおや かみじろう（大会PRキャラクター）、盛田地域社会振興部長、福本琴浦町長ほか職員で、今年の干支「辰」にちなみ、日本一の長さと言われる木工彫りの龍が施された神崎神社を参拝し、大会成功を祈願するとともに、全県一丸となり、大会成功に向けて昇り竜のごとく邁進することを誓った。



2 「ようこそようこそ鳥取県運動」の推進について

(1) 第3回おもてなし研修会の開催

鳥取らしい心温まるおもてなしで選手団をお迎えする企画立案や機運の醸成を図るため、昨年開催されたねんりんピック愛媛大会の担当者を講師に、現場の実例を踏まえた、おもてなしの実務研修を開催した。

- ・日時：1月12日（金）14時～16時45分
- ・場所：ホテルモナーク鳥取
- ・講師：ねんりんピック愛媛大会 今治市及び宇和島市実行委員会職員
- ・参加者：市町村及び県職員、ボランティア登録者ほか 54名



(2) ボランティアミーティングの開催

鳥取情報文化研究所代表 植田 英樹氏をファシリテーターとして、心に届くおもてなしのアイデアを出し合い企画するための意見交換会を全県域で開催予定。（1/22 東部、2/2 中部、2/22 西部）

3 大会に向けた協賛金及び協賛車両の提供について

大会に向け、県内外の企業から協賛をいただいております。感謝状贈呈式を行った。

(1) 協賛金の提供

○株式会社鳥取銀行

- ・協賛内容 広告協賛金 100万円
- ・贈呈式 令和6年1月16日（火）に知事から感謝状を贈呈



鳥取銀行

○株式会社LIMNO

- ・協賛内容 広告協賛金 50万円
- ・贈呈式 令和6年1月11日（木）に盛田地域社会振興部長から感謝状を贈呈



LIMNO

(2) 協賛車両（ラッピングカー）の貸与

○日産プリンス鳥取販売株式会社

- ・協賛内容 ニッサンセレナ（1台）貸与
- ・貸与期間 令和5年12月20日～令和6年10月31日
- ・車両引渡式 令和5年12月20日（水）



日野川フォトコンテスト入選作品及び個人情報の紛失について

令和6年1月19日
日野振興センター日野振興局

「日野川の源流と流域を守る会（事務局：日野振興局）」が開催した「日野川フォトコンテスト作品展」の撤収作業を行った際に、過去の入賞作品5点及び当該作品の出品者の個人情報を紛失する事案が発生しましたので報告します。

今後、同様の事案を起こさないよう、再発防止策を徹底し適切な管理に努めます。

1 事案の概要

(1) 紛失した作品及び個人情報

- ・過去（2020～2022年）の入賞作品5点（アルミフレーム入り（外寸49cm×33.5cm））
- ・出品者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス（紛失した作品の裏面に貼付）

(2) 発生場所

米子市中町8 米子市立図書館2階 多目的スペース（展示ギャラリー）

(3) 経緯

令和5年11月29日(水) ～12月15日(金)	作品展示（全18点）
12月15日(金)15時30分頃	職員Aが撤収作業開始
同日 15時43分頃	職員Aは会場の壁面から外した作品を残したまま別の用務先に移動
同日 16時05分頃	職員Bが作品の回収のため会場到着 作品5点が紛失していることが判明
12月18日(月)	残った作品を確認したところ、フレーム内の作品裏面に個人情報を記載した応募用紙が貼り付けられていたことが判明

2 発生原因

- (1) 会場はオープンスペースだったにも関わらず、会場内の机の上に作品を置いたまま職員がその場から離れ、約20分間、職員不在の時間帯があった。
- (2) 作品付近に「ご自由にお取りください」と表示した広報物品を入れた箱を置いていたため、来館者に作品を持ち帰っても良いと誤解を与える状況となっていた。

3 対応状況

- (1) 12月16日（土）、12月18日（月）の2度にわたり、出品者5名に状況説明及び謝罪を行うとともに、今後の再発防止策の徹底についてお伝えした。
- (2) とりネット掲載及び米子市立図書館での貼紙により、「持ち帰り自由」と誤解を与えたことについて謝罪するとともに作品返却について呼びかけを行った。

4 再発防止策

- (1) 展示作品に不要な個人情報を貼り付けない。
- (2) 撤収時等において、職員不在のまま作品を放置することなく適切な管理を行う。
- (3) 所属各担当業務で取り扱っている個人情報を点検するとともに、管理方法等の見直しを行った。

【参考】「日野川の源流と流域を守る会」概要

日野川流域の恵まれた環境を次世代へ引き継いでいくため、自然観察会・体験学習、フォトコンテスト、会報発行等の自然を守る活動や普及啓発活動を行っている。

〔会長〕 鳥取県経済同友会顧問 松村 順史 氏

〔副会長〕 米子市長、日南町長、境港水産振興協会会長

〔幹事〕 野鳥の会や自然を守る会、森林インストラクター等及び西部管内行政機関職員 計14名

〔会員数〕 329（個人会員245、団体会員84：令和5年12月末現在）

〔事務局〕 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局